

■規則_3号業務の未来研究会

規則

1・本規則の目的

会の目的、責任者、会計、運営の原則について定める。

2・会の目的

本会の活動の目的は、就業規則をはじめとする社会保険労務士の3号業務としての、コンサルティングの未来を語る会として、折々に主宰セミナーを開催していくことを目的とする。

本会はセミナーの開催のみを目的とすることから、何らかの団体を構成しないものとする。

3・会の責任者

本会の責任者として、代表幹事を1名定めるものとする。

代表幹事は、開業社会保険労務士、または社会保険労務士法人社員とする。

4・会の会計

本会の会計は、代表幹事社会保険労務士事務所、または社会保険労務士法人の事業として会計、および税務を行うものとする。

本会のセミナーの収支については、代表幹事の事業としての経営判断に委ねられるものとする。

5・会の運営

本会のセミナーの運営を円滑に行うため、代表幹事は、運営補助者として幹事を1名以上定めることができる。

幹事は、会の目的と代表幹事に協力を賛同する社会保険労務士とし、セミナーへの無償参加特典を除き、原則としてボランティアとする。

幹事は、セミナー運営補助者として、事前の企画、周知、会場調整、および当日の受付、撤収などの役割を、ベストエフォートで協力する。

幹事の氏名は、勤務社会保険労務士に配慮し公開に同意する者以外は基本的に非公開とする。

6・会の情報管理

本会のセミナー参加者の個人情報の取り扱いは、代表幹事の事業の個人情報管理責任者が、利用目的を明示して取得し、保有個人データの開示、訂正等、およびご質問・苦情処理の窓口となるものとする。

本会の広報は、ホームページなどの運用を含め、代表幹事の事業の一環として行ってもよいものとする。

7・会のガバナンス

本会のガバナンスについては、代表幹事がこれを統制するものとする。

代表幹事は、非公開資料として、幹事の任命一覧を維持・保管する。

代表幹事は、後任の代表幹事への交代が必要な場合は、予め幹事等と協議して円滑な後任の調整・引き継ぎを行うものとする。

代表幹事が、後任の調整・引き継ぎを行うことなく本会の活動継続が困難となった場合は、本会の活動は終了するものとする。

本会は、何らかの団体を構成しないものとするため、特段の解散手続きを経ることなく、代表幹事の事業の一環として整理されるものとする。

8・反社会的勢力の排除

本会の代表幹事および幹事、さらに本会のセミナー参加者は、次の各号の事項に違反した場合、何らの催告を要さずに本会に関する契約を解除することができる。

(1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員

(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと

(2) 所属または契約する企業・法人の役員または個人事業主が反社会的勢力ではないこと

(3) 反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと

(4) 不当な要求行為をしないこと

(5) その他、業務内容が公序良俗に違反すると認められるときの行為

2項 前項の解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償を妨げない。

ただし、解除された者は、相手方に対し一切の請求を行わない。

(制・改訂)

2023年7月29日 制定 代表幹事 小林勝哉、幹事 0名 (氏名非公開)

(代表幹事)

東京都新宿区納戸町33 東京左官会館3階

小林勝哉社会保険労務士事務所 代表

特定社会保険労務士 小林勝哉

以上